協議資料２

しあわせ信州
山々と育む　すこやかな国

令和8年 11 月県議会定例会提出予定条例案の概要

一部改正条例案 10 件を提出予定です。

番号	条　例　案　の　概　要
1	**災害応急措置の業務に従事し、又は協力した者の損害補償に関する条例及び長野県環境影響評価条例の一部を改正する条例案** 防災庁の設置による災害対策基本法等の一部改正に伴い、規定の整理を行います。 （公布の日から施行）
	危機管理防災課　026-235-7184（TEL）　E-mail：bosai@pref.nagano.lg.jp 環境政策課　026-235-7171（TEL）　E-mail：kankyo@pref.nagano.lg.jp
2	**長野県附属機関条例の一部を改正する条例案** 長野県史の編さんに関する事項を調査審議するため、長野県史編さん委員会を設置することとします。 （公布の日から施行）
	県史編さん室　026-235-7325（TEL）　E-mail：naganokenshi@pref.nagano.lg.jp
3	**幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件に関する条例等の一部を改正する条例案** 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第３条第２項及び第４項の規定に基づき内閣総理大臣及び文部科学大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴い、児童と接する業務に従事する者について、性犯罪歴を確認する等児童への性暴力を防止するための措置を事業者等に義務付けることとします。 （令和８年 12 月 25 日から施行）
	こども・家庭課　026-235-7095（TEL）　E-mail：kodomo-katei@pref.nagano.lg.jp 児童相談・養育支援室　026-235-7099（TEL）　E-mail：jido-shien@pref.nagano.lg.jp 障がい者支援課　026-235-7103（TEL）　E-mail：shogai-shien@pref.nagano.lg.jp
4	**長野県立総合リハビリテーションセンター条例の一部を改正する条例案** 障がい者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく「就労選択支援」をリハビリテーション事業に加えます。 （令和９年１月１日から施行）
	障がい者支援課　026-235-7103（TEL）　E-mail：shogai-shien@pref.nagano.lg.jp

５	**長野県流域下水道条例の一部を改正する条例案** 下水道法の一部改正に伴い、同法を引用している規定について所要の改正を行います。 （下水道法等の一部を改正する法律の施行の日から施行）
	水道・生活排水課　026-235-7321（TEL）　E-mail: seikatsuhaisui@pref.nagano.lg.jp
６	**長野県警察の組織に関する条例の一部を改正する条例案** 深刻化するサイバー空間をめぐる脅威に的確に対応し、サイバー警察事務の一元化を図るため、警察本部にサイバー警察部を設置することとします。 （令和９年４月１日から施行）
	警務課　026-233-0110（TEL）　E-mail: police-keimu@pref.nagano.lg.jp

（職員の給与関係）

７　一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案

⑴　人事委員会勧告に基づき、給料表、期末手当及び勤勉手当について改定するほか、所要の改正を行います。

ア　一般職の職員の給与に関する条例

(ｱ)　給料表	公民較差3.07%を解消するため、初任給を引き上げつつ、中堅層以上の職員について昨年を上回る引上げとなるよう、給料月額を引き上げます。
(ｲ)　期末手当	支給月数を0.025月引き上げます。
(ｳ)　勤勉手当	支給月数を0.025月引き上げます。

イ　特別職の職員の給与に関する条例

一般職の職員の引上げを踏まえ、期末手当の支給月数を0.05月引き上げます。

⑵　常勤職員との均衡を考慮し、会計年度任用職員に対し、令和９年度から扶養手当及び住居手当を支給することとします。

（公布の日（⑵は令和９年４月１日）から施行し、⑴のアの(ｱ)は令和８年４月１日から、⑴のアの(ｲ)及び(ｳ)並びにイは同年12月１日から適用）

人事課　026-235-7137（TEL）　E-mail: jinji@pref.nagano.lg.jp

8	**長野県学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案** 人事委員会勧告に基づき、給料表を改定するほか、所要の改正を行います。 （公布の日から施行し、令和８年４月１日から適用）
	教育政策課　026-235-7421（TEL）　E-mail：kyoiku@pref.nagano.lg.jp 義務教育課　026-235-7426（TEL）　E-mail：gimukyo@pref.nagano.lg.jp 高校教育課　026-235-7428（TEL）　E-mail：koko@pref.nagano.lg.jp 特別支援教育課　026-235-7432（TEL）　E-mail：tokubetsu-shien@pref.nagano.lg.jp
9	**長野県警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案** ⑴　人事委員会勧告に基づき、給料表を改定するほか、所要の改正を行います。 ⑵　危険鳥獣の捕獲、殺傷等の作業に従事した警察職員に対し、危険鳥獣捕獲等手当を支給することとします。 （公布の日から施行し、⑴は令和８年４月１日から適用）
	警務課 026-233-0110　(TEL)　E-mail：police-keimu@pref.nagano.lg.jp
10	**企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例案** 常勤職員との均衡を考慮し、会計年度任用職員に対し、令和９年度から扶養手当及び住居手当を支給することとします。 （令和９年４月１日から施行）
	経営推進課 026-235-7371　(TEL)　E-mail：kigyo@pref.nagano.lg.jp

長野県 150th NAGANO

わたしの、私たちの長野県。

150th Anniversary 1876-2026

（問合せ先）
担　　当　総務部情報公開・法務課法務係
　　平澤、黒岩
電　　話　026-235-7059（直通）
　　026-232-0111（代表）　内線 2287
Ｆ　Ａ　Ｘ　026-235-7370
電子メール　kokai@pref.nagano.lg.jp